

二 70分 / 下 本 所 設 置 費 内 譯

科 目	費 用 種 類	額	備 考
廣出臨時部	廣出臨時部	1月	
送外施設設備費	送外施設設備費	1月	
正南井公器特 別外資池等費	正南井公器特 別外資池等費	2月	
主任俸給	主任俸給	1月	
書記俸給	書記俸給	1月	
賞 與	賞 與	1月	
在勤俸	在勤俸	1月	

行	目	員	教	單	債	金	額	尊	求	額	大	月	半	分	滿	新
	副領事	一		四	五〇〇		四	五〇〇		二	四	三	七			
	書記生	一		三	二〇〇		三	二〇〇		一	七	三	三			
	曉學							二	三	二〇		六	五			
	費							一	一	五〇		一	〇	八	一	二
	本省介							二	〇	〇		一	〇	八		
	物件費							一	三	〇		七	〇	四		
	特別費							一	〇	〇		一	〇	〇		
	移切費							六	〇	〇		三	五	〇		
	人件費							一	八	〇		九	七	五		
	物件費							四	二	〇		二	七	五		
	外國費							五	六	五		四	七	七	八	

人件費	雑給及雑費	在外分	本省分	電信料	判任官舎	事務所及官舎	地所家屋材料	出張旅費	衆議旅費	急任旅費
		二	二		一	一				
		六〇〇	二〇〇		六〇〇	二〇〇〇				
二一〇〇		一、二〇〇	四〇〇	一六〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	二六〇〇	一九三〇	一九三八	三、七三八
一四六二		六五〇	二一六	八六六	三三五	一、〇八三	一四〇八	一〇四〇	一九三八	三、七三八

家 族	林 任	專 任	專 任	專 任	副 任	留 任
		一	一	一	一	一
		四〇〇	四〇〇	四六五	四六五	四六五
		八〇	一五九	一〇二	二一三	二一三
		三九	二八	四八	九五	九五
		二五〇	五〇〇	三三〇	七〇〇	七〇〇
		〇	〇	〇	四五	四五
		八四	一六八	一〇五	二一〇	二一〇
		八五三	一六五	一〇七五	三三三	三三三
一 二 八	三 七 三 八	八 五 三	一 六 〇 五	一 〇 二 五	二 一 三 三	二 一 三 三
						計

前
任
旅
費
内
譯

昭和拾八年九月壹日 勅裁



水原省所管

昭和十八年九月二日豫備金支出尋常書

款	項	目	金額	備考
<p>森出臨時部 在外公館設置費</p>	<p>在外公館設置費</p>	<p>列任俸給 在勤俸 賞與 職費 旅切費 把持家産材料</p>	<p>一八三、七九四 一、一〇〇 一、四〇八 二、三四 二、一五六 五、一九〇 二、一六六</p>	<p>内訳別紙ノ通</p>

理由

朝鮮徴兵制、
 在清邦人、
 兼捕之件、
 通化、
 間島ニ大使館分駐所、
 設置ヲナス等ニ
 要スル経費ノ支出ヲ要ス

款	項	目	金額	備考
		電信料	八六六	
		厚給費	五四一	
		車加俸	一一一	
		内國旅費	九五〇〇三	
		家族旅費	六五四	
		雑給及雑費	八一二五	

科 目	前次結算額	在外公積金繰入金	正金繰入金	非任俸給	書記費	左助俸	書記俸	費 英	取 資
					一〇八〇	一三〇〇			
					一三六〇	一六〇〇		四三二	一八〇〇
					一三六〇	一四〇〇		二三四	一五一六

天
日

年
月
日

備
考

本省分	在外分	寧魯	亭加	内國旅費	本任旅費	出務旅費	家族旅費	雜給及雜費	給與	賜
二〇〇	六〇〇	五〇〇								
四〇〇	二〇〇	一〇〇	六一四	九五六〇八	一四八八	九四一三〇	六五四		一五〇〇	九六〇〇
二一六	六五〇	四四一	二一一	九五〇〇三	一四八八	九三五一五	六五四		八一二五	五二〇〇

人件費	科目
一〇〇〇〇	新設 軍備
五四〇〇	左 増
二九二五	経費 (六月半分)
	備 考

濟

甲 第一四一號

案起

昭和十八年十月四日

閣議決定

昭和十八年十月五日

施行

昭和十八年十月五日

內閣總理大臣

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

內務大臣

司法大臣

遞信大臣

鈴木國務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

大森國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

後藤國務大臣

別紙大東亞大臣請議

大東亞管官吏配置

蘇京、爲

大東亞

支那_二於_レ凡_レ監獄事務擴充_ノ爲
大東亞省_レ警_レ察_レ官_レ吏_レ增_レ置_レノ_レ件
右閣議_ニ供_ス

例
文
指
令
案

大東亞省

警_レ察_レ官_レ吏_レ

增_レ置_レ

明治十八年十一月二十五日
明治十八年十一月二十五日
明治十八年十一月二十五日
明治十八年十一月二十五日

法制局東亞第一三七號

昭和十八年十月一日

支司第六一五號

支那ニ於ケル監獄事務擴充ノ爲大東亞省

警察官吏增置ノ件

別紙要綱ニ依ル關係職員ノ增置ハ戰時下眞ニ止ムヲ得ザル處ト認メ
ラル仍テ茲ニ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十八年十月二日

大東亞大臣 青木一

男



内閣總理大臣 東條英機 殿

東亞第一三七

主任 支那事務局根道書記官



官内

本件ハ支障無之ト
認ム

昭和十八年十月四日

法制局



昭和十八年十月三日

内閣官房總務課長

法制局
御中

本件ニ對スル貴局ノ意見承知致度

支那ニ於ケル監獄事務充實ノ爲ノ大東亞省警察官

吏增置要綱

在支各領事館ニ附屬スル監獄ハ其ノ規模小ニシテ單ニ囚人拘禁ノ爲
ノ獄房ヲ有スルニ過ギズ特別ノ行刑施設モナク實際ニ於テモ未決ノ
囚人ノ外ハ極メテ短期ノ受刑者ヲ收容拘禁スルニ止リ一般既決受刑
者ハ國內ニ押送シ國內刑務所ニ其ノ刑ノ執行ヲ囑託スルヲ例トス然
ルニ近時領事裁判ノ既決受刑者ハ激増ノ一途ヲ辿リツツアリ而モ大
東亞戰爭勃發以來日華間ノ海路連絡ハ頓ニ制限セララルルニ及ビ之等
ノ囚人ヲ従前ノ如ク刑執行囑託ノ爲一々國內ニ押送スルコトハ不可
能ノ状態トナレルヲ以テ支那ニ既決ノ囚人收容ノ爲ノ監獄ヲ増設ス

ルノ必要眞ニ緊切ナルモノアリ

茲ニ鑑ミ在中支各領事館ニ於テ言渡ヲ受ケタル既決受刑者ヲ集中收容スル爲在上海總領事館ニ常時百名ヲ收容スル監獄ヲ増設シ之レガ監獄事務ニ從事セシムル爲左記職員ヲ増置セントス

記

大東亞省警視

一

同 警部

一

同 巡查

六

囑託作業師

一

上奏書用紙



一一

東亞
甲 第一四二號

案起
昭和六年十月五日

閣議
決定
昭和六年十月五日
施行

裁可
昭和六年十月五日

內閣總理大臣



內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣

長

海軍大臣

五

商工大臣

五

大東亞大臣

表

內務大臣

為

司法大臣

五

遞信大臣

五

卿木國務大臣



大藏大臣

興

文部大臣

五

鐵道大臣

五

大藏國務大臣

表

陸軍大臣



農林大臣

五

厚生大臣

五

後藤國務大臣



別紙大東亞大臣請議

大東亞大臣請議

70101

フィリピンに國駐劄帝國大使館、設置
ニ伴フ増員ニ關スル件
右閣議ニ供ス

指令案

フィリピンに國駐劄帝國大使館、設置ニ
伴フ増員ニ關スル件請議、通但ニ特
命全權公使一人ハ大使館參事官一人ニ
大使館調査官四人ハ大使館ニ等書記
官及大使館三等書記官各二人ニ夫々
振替フルコト

法制局東亞第一三八號

昭和十八年十月五日

南政第二三〇號

「フィリピン」國駐劄帝國大使館ノ設置

ニ件ヲ增員ニ關スル件

帝國政府ハ既定ノ方針ニ從ヒ「フィリピン」國ノ獨立ヲ容認スベキ
 處其ノ獨立宣言直後所要ノ條約ヲ締結セシムル爲臨時特命全權大使
 ヲ派遣シ右條約ノ署名調印ニ依リ同國ヲ承認シタル後ニ於テハ引續
 キ同國ニ帝國ノ外交機關ヲ駐劄セシメテ諸般ノ事務ヲ掌理セシムル
 ノ要アルニ依リ別紙ノ通決定スルノ必要ヲ認ム

右閣議ヲ請フ

昭和十八年十月四日

東亞甲一四二

東亞省

内閣官署
 18.10.5
 書文

宮内

大東亞大臣 青木一



内閣總理大臣 東條英機 殿

本件中特命全權公使一人ハ大使館
事務官一人ニ、大使館調査官四人
ハ大使館二等書記官及大使館三等
書記官各二人ニ夫々振替フルコト
其ノ他ノ部分ハ請議ノ通

法制局

昭和八年十月五日

内閣官房總務課長

法制局 御中

本件ニ對スル貴局ノ意見承知致度

紙

一、將來獨立スベキ「フィリピン」國ニ帝國大使館ヲ設置ス
ニ「フィリピン」國駐劄帝國大使館ニ左ノ人員ヲ置ク

特命全權大使

特命全權公使

大使館參事官

大使館一等書記官

大使館二等書記官

大使館三等書記官

大使館調査官

大使館通譯官

一人

一人

四人

三人

二人

四人

一人

大使館理事官	二人
大使館電信官	一人
外交官補	三人
外務書記生	二十五人 <small>(うち技手二十一人)</small>
外務通譯生	三人
外務電信書記生	四人
三、「フイリピン」ニ於ケル須要ナル地ニ總領事館、領事館及其ノ分館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク	
總領事（奏任）	一人
領事	五人

上奏書用紙

副領事

十人

外務書記生

二十七人

右人員ノ配置左ノ如シ

(一)「マニラ」ニ總領事館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

總領事(奏任)

一人

領事

一人

副領事

二人

外務書記生

七人

(二)「レガスピ」ニ「マニラ」總領事館ノ分館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

副領事

一人

外務書記生

二人

(三)「セブ」ニ領事館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

領事

一人

副領事

一人

外務書記生

六人

(四)「イロイロ」ニ「セブ」領事館ノ分館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

副領事

一人

外務書記生

二人

(五)「バコロド」ニ「セブ」領事館ノ分館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

上奏書用紙

副領事

一人

外務書記生

二人

(六)「ダバオ」ニ總領事館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

總領事（勅任）

一人

領事

二人

副領事

二人

外務書記生

八人

(七)「カガヤン」ニ「ダバオ」總領事館ノ分館ヲ設置シ左ノ人員ヲ

置ク

副領事

一人

外務書記生

二人

(八)「バギオ」ニ領事館ヲ設置シ左ノ人員ヲ置ク

領事

一人

副領事

一人

外務書記生

四人

右人員配置中「ダバオ」總領事館ニ於ケル總領事一人及外務書記生
六人ハ在外公館現在定員ヨリ振替フルヲ以テ事實上増員トナラザル

モノトス

上奏書用紙

理由

「フィリピン」國ノ獨立容認ハ帝國既定ノ方針ニシテ先ニ中外ニ
闡明セル所ナリ新「フィリピン」國ハ人口、面積何レノ點ヨリス
ルモ獨立國家トシテ必シモ大ナリトハ稱シ難キモ實ニ大東亞共榮
圈ノ中樞ニ位スルノミナラズ經濟的ニモ帝國ノ之ニ期待スルモノ
甚ダ多ク大東亞戰爭ノ完遂ニ、更ニ大東亞ニ於ケル共同ノ建設ニ
緊密ニ協力スベキ關係ニアリ又同國ハ南方諸地域中在留邦人數ノ
最モ多キ地域ナリ現在帝國ハ大東亞共榮圈内獨立國ニ對シテハ總
テ大使ヲ派遣シツツアリ此ノ點ヨリ觀ルモ新「フィリピン」國ニ
派遣スル外交官ハ之ヲ大使ト爲スヲ相當トス

三、大使館ハ大本營政府連絡會議ニ於テ決定セル比島獨立指導要綱ニ基ク内閣及陸、海、外、東各省ノ申合ニ依リ大使館ニ屬セシメラレタル事項ヲ處理スル爲ノ最少限度ノ機構トシテ前記人員ヲ以テ構成スルモノトシ概ネ別表ノ如キ事務分擔ニ依ラントス

三、次ニ「フィリピン」ハ南方諸地域中在留邦人數最モ多キ地域ナルヲ以テ之ニ關スル戶籍其ノ他ノ事務、邦人子弟學校ニ關スル事務等頗ル多ク更ニ「フィリピン」ノ特殊事情トシテ同地方ニ於ケル日本語普及事業ハ現在相當ニ進行シ居リ之ニ關聯スル領事館ノ事務モ亦他ノ地方ニ比シ一層煩雜ナリト思料セラル更ニ「フィリピン」ニ於テハ現在各地ニ帝國軍隊駐在シ討伐、工作等モ行フノ必

要アルベク之ト關聯シテ地方官憲トノ折衝等モ相當多キヲ豫想セラレ而シテ「フィリピン」ハ多數ノ島嶼ヨリ成リ平常ニ於テモ交通ハ殆ド困難ナル状態ナルヲ以テ以下述ブベキ各地ニ領事館ヲ設置スルハ止ムヲ得ザルノ必要ニ出ルモノナリ

四「マニラ」ハ新「フィリピン」國ノ首都ニシテ政治、經濟ノ中樞タリ中部「ルソン」地方ハ全比島ノ米ノ過半數ヲ産スル外砂糖、棉等ノ農業ヲ始メ鑛業、林業ノ見ルベキモノアリ全「フィリピン」ノ心臟部タル地方ナリ在留邦人ハ現在八、三〇九人ヲ數ヘ將來日比關係ノ緊密化ニ伴ヒ其ノ數益々増加スベシ依ツテ「マニラ」ノ重要性ニ鑑ミ此處ニ總領事館ヲ設置スルノ必要アルモ只同地ニハ

大使館ノ設置アルヲ以テ總領事ハ之ヲ奏任トシ前記人員ヲ配シテ
事務處理ニ當ラントス

五南部「ルソン」地方ニハ現在在留邦人三三八人アリ其ノ方面ハ重
要ナル「コブラ」ノ產地ニシテ附近ニハ「ラブラブ」銅山ヲ始メ
「バラカレ」、「カラムバヤンガン」等ノ重要鑛山アリ而モ交通
不便ナル爲之ヲ「マニラ」總領事館ノ直轄トスルハ到底不便ニ堪
エズ軍ハ現在此ノ地ニ軍政監部支部ヲ設ケテ施政ニ當リアリ依ツ
テ之ガ中心タル「レガスピー」ニ「マニラ」總領事館ノ分館ヲ設
置シ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ラシムルノ必要アルモノトス
六所謂「ビサヤ」地方ハ比島産業ノ中樞地ニシテ砂糖、棉等ノ生産

上奏書用紙

ヲ始メ各種鑛山アリテ帝國トシテモ相當重要視スルノ要アル地方ナリ又同地方ハ島嶼多ク而モ島嶼間ノ交通ハ殆ド困難ナルヲ以テ重要地點ニハ夫々分館ヲ設置シテ其ノ地方ノ事務ヲ處理セシムルノ要アルモノトス

依ツテ「セブ」ニ領事館ヲ設置シテ前記人員ヲ以テ事務處理ニ當ラントスル所「セブ」地方ハ在留邦人數現在一、八一九人ニ達シ同島ハ石炭ノ主要産地ナルト共ニ「トレド」銅山アリ附近ニハ「ホール」「シキホール」島アリテ何レモ「マンガ」ヲ産シ「レイテ」島ニハ「アスファルト」ヲ産ス又「セブ」ニハ「ブタノール」工場其ノ他各種工場等アリ同地方ノ中心トシテ重要ナル位

置ヲ占メ軍モ此ノ地ニ軍政監部支部ヲ設置シアリ依ツテ帝國トシ
テハ此ノ地ニ領事館ヲ設置スルノ必要アルモノトス

七「イロイロ」地方ハ在留邦人五二九人「バナイ」島ノ中心ニシテ
同島ハ「アンチケ」銅山アリ又砂糖ノ主要産地タリ依ツテ「イロ
イロ」ニ「セブ」領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ事務處
理ニ當ルノ要アルモノトス

八「バコロド」ハ「ネグロス」島ノ中心ニシテ同地方ニ於ケル在留
邦人ハ現在五四三人アリ木材砂糖ノ主要産地ナルト共ニ「ブタノ
ール」「アルコール」等ノ工場アリ「イロイロ」トハ其ノ直線距
離近シト雖モ海上ノ交通ハ至難ナルヲ以テ「バコロド」ニ「セブ」

上奏書用紙

總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ラシムル
ノ要アルモノトス

九「ダバオ」ニ於ケル在留邦人ハ其ノ數一八、八三〇人ニ達シマニ
ラ麻ノ主要產地ナルト共ニ「ミンダナオ」島ハ軍事的ニモ非常ナ
ル重要地點ニシテ帝國トシテモ最モ重點ヲ指向スベキ地方ナリ軍
モ此ノ地ニ從來軍政監部支部ヲ設置シ居リ將來モ亦相當大ナル軍
事機關ヲ設ケントスルモノノ如シ依ツテ之ガ中心タル「ダバオ」
ニ總領事館ヲ設置シ其ノ重要性ニ鑑ミ勅任總領事ヲ置キ前記人員
ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

十「カガヤン」ハ「ミンダナオ」島北部ノ要衝ニシテ在留邦人數ハ

大東亞省

一〇八人附近ニハ帝國鐵鋼供給ノ重要鑛山タル「スリガオ」アリ
比島ニ於ケル「ミンダナオ」島ノ有スル重要性ニ鑑ミ北方ノ中樞
タル「カガヤン」ニハ「ダバオ」總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人
員ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

十一、「バギオ」ハ「マニラ」附近ニ於ケル唯一ノ高原都市ニシテ米
國ハ將來此ノ地ヲ行政ノ中心タラシメントシテ建設シツツアリシ
モノニシテ從來政府首腦者ハ屢々此ノ地ニ赴キタル例アリ

新「フィリピン」國政府首腦部モ從來ノソレトノ權衡上屢々此ノ
地ヘ赴クコト豫想セラル又同地ハ本邦人ノ比島渡航ノ最初ノ土地
ニシテ現在九三三名在留ス、附近ハ有數ノ金產地ニシテ且銅、鉛

上奏書用紙

ノ鑛山アリ、又時局下最モ重要視セラルベキ「マンカヤン」銅山
ハ其ノ北方ニアリ、其ノ他農業林業等ニ於ケル北部「ルソン」地
方ノ重要性ニ關シテハ實言ヲ要セス、軍モ此ノ地ニ軍政監部支部
ヲ設ケテ施政ノ萬全ヲ期シツツアリ、依ツテ「バギオ」ニハ領事
館ヲ設置シ前記入員ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

別表

大使館ノ分課及人員配直左ノ如シ

官房

電 信 書 記 生	電 信 官	理 事 官
七人 (含 技 手 二人)	一人	一人

一 庶務
二 文書
三 會計
四 電信

政務部

1 部長 公使

政務課

一 等 書 記 官	三 等 書 記 官	書 記 生	通 譯 生
一人	二人	四人	一人

一 純外交
二 政務
三 經濟關係
除ク一ニ關スル交
渉事務
三 華僑ニ關スル事項
四 領事館事務ノ監督

情報課

一 等 書 記 官	詢 查 官	書 記 生	通 譯 生
一人	一人	二人	一人

宣傳、啓發、情報ニ
關スル事項

調査課

調査官	一人
書記生	二人

一、諸調査ニ關スル事項

經濟部

部長	一人
參事官	一人

一、産業經濟ニ關スル交

一分課ナシ

一等書記官	二人
二等書記官	二人
理事官	一人
通譯官	一人
通譯生	五人

一、渉事項

文化部

部長	一人
參事官	一人

(經濟部長兼任)

文化學業ニ關スル事項

企畫課

二等書記官	一人
調査官	一人
書記生	二人

一、邦人子弟ノ教育並學

校ニ關スル事項

教務課

書記生	三人
調査官	一人

二、日本語普及ニ關スル事項

理由

一「フィリピン」國ノ獨立容認ハ帝國既定ノ方針ニシテ先ニ中外ニ
闡明セル所ナリ新「フィリピン」國ハ人口、面積何レノ點ヨリス
ルモ獨立國家トシテ必シモ大ナリトハ稱シ難キモ當ニ大東亞共榮
圈ノ中樞ニ位スルノミナラズ經濟的ニモ帝國ノ之ニ期待スルモノ
甚ダ多ク大東亞戰爭ノ完遂ニ、更ニ大東亞ニ於ケル共同ノ建設ニ
緊密ニ協力スベキ關係ニアリ又同國ハ南方諸地域中在留邦人數ノ
最モ多キ地域ナリ現在帝國ハ大東亞共榮圈内獨立國ニ對シテハ總
テ大使ヲ派遣シツツアリ此ノ點ヨリ觀ルモ新「フィリピン」國ニ
派遣スル外交官ハ之ヲ大使ト爲スヲ相當トス

ニ大使館ハ大本營政府連絡會議ニ於イテ決定セル比島獨立指導要綱
ニ基ク內閣及陸、海、外、東各省ノ申合ニヨリ大使館ニ屬セシメ
ラレタル事項ヲ處理スル爲メ最少限度ノ機體トシテ前記人員ヲ以
テ構成スルモノトシ概ネ別表ノ如キ專務分擔ニ依ラントス

三次ニ「フィリピン」ハ南方諸地域中在留邦人數最モ多キ地域ナル
 ヲ以テ之ニ關スル戶籍其ノ他ノ事務、邦人子弟學校ニ關スル事務
 等頗ル多ク更ニ「フィリピン」ノ特殊事情トシテ同地方ニ於ケル日
 本語普及事業ハ現在相當ニ進行シ居リ之ニ關聯スル領事館ノ事務
 モ亦他ノ地方ニ比シ一層煩雜ナリト思料セラル更ニ「フィリピン」
 ニ於イテハ現在各地ニ帝國軍隊駐在シ討伐、工作等モ行フノ必要
 アルベク之ト關聯シテ地方官憲トノ折衝等モ相當多キヲ豫想セラ
 ル而シテ「フィリピン」ハ多數ノ島嶼ヨリナリ平常ニ於テモ交通ハ

「華館」ヲ設置ス

經濟ノ中樞
 スル外砂糖、
 「フィリピン」

三〇九人ヲ數ヘ將來日

比島大使館設置關係圖彙決定條約協定書
 添付書表

三 次ニ「フィリピン」ハ南方諸地域中在留邦人數最モ多キ地域ナル
ヲ以テ之ニ關スル戶籍其ノ他ノ事務、邦人子弟學校ニ關スル事務
等頗ル多ク更ニ「フィリピン」ノ特殊事情トシテ同地方ニ於ケル日
本語普及事業ハ現在相當ニ進行シ居リ之ニ關聯スル領事館ノ事務
モ亦他ノ地方ニ比シ一層煩雜ナリト思料セラル更ニ「フィリピン」
ニ於イテハ現在各地ニ帝國軍隊駐在シ討伐、工作等モ行フノ必要
アルベク之ト關聯シテ地方官憲トノ折衝等モ相當多キヲ豫想セラ
ル而シテ「フィリピン」ハ多數ノ島嶼ヨリナリ平常ニ於テモ交通ハ
殆ド困難ナル状態ナルヲ以テ以下述ブベキ各地ニ領事館ヲ設置ス
ルハ止ムモ得ザルノ必要ニ出ルモノナリ

四 「マニラ」ハ新「フィリピン」國ノ首都ニシテ政治、經濟ノ中樞
タリ中部「ルソン」地方ハ全比島ノ米ノ過半數ヲ産スル外砂糖、
棉等ノ農業ヲ始メ鑛業、林業ノ見ルベキモノアリ全「フィリピン」
ノ心臟部タル地方ナリ在留邦人ハ現在八、三〇九人ヲ數ヘ將來日

比隣係ノ緊密化ニ伴ヒ其ノ數益々増加スベシ然ツテ「マニラ」ノ
重要性ニ鑑ミ此處ニ總領事館ヲ設置スルノ必要アルモ只同地ニハ
大使館ノ設置アルヲ以テ總領事ハ之ヲ兼任トシ前記人員ヲ配シテ
事務處理ニ當ラントス

三 南部「ルソン」地方ニハ現在在留邦人三三八人アリ其ノ方面ハ重
要ナル「コブラ」ノ産地ニシテ附近ニハ「ラブラブ」銅山ヲ始メ
「バラカレ」、「カラムバヤシカン」等ノ重要銅山アリ而モ交通
不便ナル爲之ヲ「マニラ」總領事館ノ直轄トスルハ到底不便ニ堪
エズ且ハ現在此ノ地ニ軍政監部支部ヲ設ケテ施政ニ當リアリ依ツ
テ之ガ中心タル「レガスピ」ニ「マニラ」總領事館ノ分館ヲ設
置シ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ラシムルノ必要アルモノトス

六 所謂「ビサヤ」地方ハ比島産業ノ中樞地ニシテ砂糖、棉等ノ生産
ヲ始メ各嶺山アリテ帝國トシテモ相當重要視スルノ要アル地方
ナリ又同地方ハ島嶼多ク而モ島嶼間ノ交通ハ殆ド困難ナルヲ以テ

重要地誌ニハ夫々分館ヲ設置シテ其ノ地方ノ事務ヲ處理セシムル
ノ要アルモノトス

依ツテ「セブ」ニ領事館ヲ設置シテ前記人員ヲ以テ其ノ處理ニ當
ラントスル所「セブ」地方ハ在留邦人數現在一、八一九人ニ越シ
向島ハ石炭ノ主要産地ナルト共ニ「トレド」銅山アリ附近ニハ「ボ
ホール」「シキホール」島アリ何レモ「マシガン」ヲ産シ「レ
イア」島ニハ「アスファルト」ヲ産ス又「セブ」ニハ「ブタノ
ル」工場其ノ他各種工場等アリ同地方ノ中心トシテ重要ナル位置
ヲ占メ莫モ此ノ地ニ郵政省支部ヲ設置シテアリ依ツテ帝國トシテ
ハ此ノ地ニ領事館ヲ設置スルノ必要アルモノトス

セ「イロイロ」地方ハ在留邦人五二九人「バナイ」島ノ中心ニシテ
同島ニハ「アンチケ」銅山アリ又砂糖ノ主要産地タリ。依ツテ「イ
ロイロ」ニ「セブ」領事館ノ分館ヲ設置シテ前記人員ヲ配シテ事
務處理ニ當ルノ要アルモノトス

六「バコロド」ハ「ネグロス」島ノ中心ニシテ同地方ニ於ケル在留
邦人ハ現在五四三人アリ木材砂岩ノ主要産地ナルト共ニ「ブタノ
ール」
「アルコール」等ノ工場アリ「イロイロ」トハ其ノ直線距
離近シト雖モ海上ノ交通ハ至難ナルヲ以テ「バコロド」ニ「セブ
領事館」ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ラシムルノ
要アルモノトス

九「ダバオ」ニ於ケル在留邦人ハ其ノ數一八、八三〇人ニ達シマニ
ラ「麻」ノ主要産地ナルト共ニ「ミンダナオ」島ハ軍事的にモ非常
ナル重要地帯ニシテ帝國トシテモ最も重要ヲ指同スベキ地方ナリ
軍モ此ノ地ニ駐軍以監督支部ヲ設置シ居リ將來モ又相當大ナル
軍事施設ヲ設ケントスルモノノ如シ民ツテ之ガ中心タル「ダバオ」
ニ領事館ヲ設置シ其ノ重要性ニ鑑ミ勅任總領事ヲ置キ前記人員
ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

十「カガヤン」ハ「ミンダナオ」島北部ノ要衝ニシテ在留邦人數ハ

一〇八人附近ニハ帝國鐵道供給ノ重要嶺山タル「スリガオ」アリ
比島ニ於ケル「ミンダナオ」ノ島ノ有スル重要性ニ鑑ミ北方中樞タ
ル「カガヤン」ニハ「タバオ」總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員
ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス
十一「バギオ」ハ「マニラ」附近ニ於ケル唯一ノ高原都市ニシテ米
國ハ將來此ノ島ヲ行政ノ中心タラシメントシテ建設シツツアリシ
モノニシテ從來政府首腦者ハ屢々此ノ地ニ起キタル例アリ
新「フイリピン」國政府首腦部モ從來ノソレトノ地而上層々此ノ
地ヘ赴クコト夢想セラル又同地ハ本邦人ノ北島渡航ノ最初ノ土地
ニシテ現在九三三名在留ス、附近ハ有銀ノ金産地ニシテ且銅・鉛
ノ嶺山アリ、又時局下最モ重要視セラユベキ「マンカヤン」銅
山ハ其ノ北方ニアリ、其ノ他農業林業等ニ於ケル北部「ルソン」
地方ノ重要性ニ鑑ミテハ發言ヲ要セス、幸モ此ノ地ニ軍務監部支
部ヲ設ケテ施政ノ萬全ヲ期シツツアリ、故ツテ「バギオ」ニハ領
事館ヲ設ケシ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

別表

大使館ノ分課及人員配置左ノ如シ

官房		電信		電報		理事官	
電信書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生
七人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

政務部 1 部長 公使

政務課		電報		電報		電報	
一等書記官	二等書記官	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生
一人	二人	一人	四人	一人	一人	一人	一人

情報課		電報		電報		電報	
一等書記官	二等書記官	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生	電報書記生
一人	一人	一人	二人	一人	一人	一人	一人

- 一 庶務
- 二 文書
- 三 會計
- 四 電信

- 一 純外交
- 二 政務 (經濟關係ヲ除ク)
- 三 華僑ニ關スル事項
- 四 領事館事務ノ監督

- 宣傳、啓發、情報ニ關スル事項

調査課

調査官 一人
書記生 二人

一、諸調査ニ關スル事項

經濟部

部長 參事官

一分課ナシ

一等書記官 三人
二等書記官 二人
通譯官 二人
通譯生 五人

一、産業經濟ニ關スル交渉事項

文化部

部長 參事官 (經濟部長兼任)

企畫課

二等書記官 一人
調査官 一人
書記生 二人

文化事業ニ關スル事項

教務課

調査官 一人
書記生 三人

一、邦人子弟ノ教育及學校ニ關スル事項
二、日本語普及ニ關スル事項

○比國大使館設置關係閣議決定案修正諸點に關する覺書

法制局 主査參事官

(一)公使の振替

原案は大使が外交官出身者に非ざる點を強調し、其の下位に政務、外交關係の補助者たるべき勅任外交官一名を配し、此の兩者に付執務上、上下の識別を附する爲に前者を公使、後者を參事官としたいと謂ふに在る。外交官領事官官制の過般の改正に因て大使館に公使を常置し得るに至りたるを以て、大使館事務所等を置きたる場合には所長は右公使又は參事官を以て充つべき旨の規定があるが規定の形式上は此の場合にのみ公使の常置を認めたるものとも謂ひ難い。原案者は此の規定を利用して右の措置を行はんとする意圖なのである。然し實質的には外交官及領事官官制の右の規定は大東亞省設置の當時興亞院の出先を統合した支那

を對象としたものであつて之を他の地域に適用することは贊成し難い
又原案者提出の館内事務分掌を見ても兩者夫々「部長」として執務す
る次第で上下の別は存しないのである。主査個人としては參事官を二
人置くの要否は相當の疑義があるが泰國に付ての先例（昭和十六年勅
令第九百七號の資料參照）も存するを以て參事官二人として容認する
こととした次第である。（定員令の規定形式は公使及參事官の兩者を
通じて定員が定められて居るが參事官の内一人を公使に振替へて可な
る主旨を認めたのでは決してない。）

（二）調査官の振替


原案者の調査官配置の趣旨は次の如くである。
比島に現に配せられてある軍政官吏を大使館に統合するの必要がある
然るに軍政官吏中には種々の經歷の者を包含する結果右統合の後若し
此等の者が本來の外交官と爲つて對外儀禮上等に他の正常なるルート
に依る外交官と同一に扱はるゝことゝも爲らば大東亞部に於て不平

を惹起すこと、も爲り、又國際儀禮及言語に慣れぬ者を正常の外交官として先方に示すこと、爲つて我方の對外面目上不都合である。仍て官名を分ちて電信官等と均しく外交團リストの末尾に加はる底のものとし度いと言ふに歸する。然し調査官は元來支那を對象として現存する特殊の官名であり、興亞院調査官を引續いたことも沿革上疑なく、且日華間には基本條約其他に於て支那國の内面指導の如き我方の事務として認容せられ、其の特殊な事務を所掌とするものなのである。比國に於ては事情全く異なることを言を俟たざる所であり、又軍政官吏の出身の雜多なることを云爲するならば大東亞地域内に在勤する外交官に付ても既に廣汎な特別任用の規定があるから制度上は殆ど漸る所なき筈である。原案者が調査官に付て國際儀禮等の見地から云ふことは廣く大東亞地域内の外交官凡べてに付ても言はれ得べき事であらばならぬ。仍て調査官は書記官に振替ふること、した次第である。

以上

標準大東亞分圖・フィリピン

初版 昭和 10 年 11 月 1 日 発行
訂正 昭和 17 年 11 月 1 日 発行
再版 昭和 20 年 11 月 1 日 発行
15,000 部
編集 丹澤 警吾 発行 秀美堂印刷株式会社
印刷 秀美堂印刷株式会社
配本 日本出版配給株式会社
東京 丸の内區 神田 4-10-1
電話 2-30-11
支店 大阪 東區 南船場 2-1-1
電話 2-22-11
支店 名古屋 中区 栄 3-1-1
電話 2-22-11
支店 京都 東區 南門外 2-1-1
電話 2-22-11
支店 神戸 東區 三宮 2-1-1
電話 2-22-11
支店 福岡 東區 博多 2-1-1
電話 2-22-11





那

平

セ

カ

タ

入ル海 (ホロ海)

イロイロ

バコロド

モロ海

セレベ入海

海

ハラバク


北ボルネオ

南ボルネオ

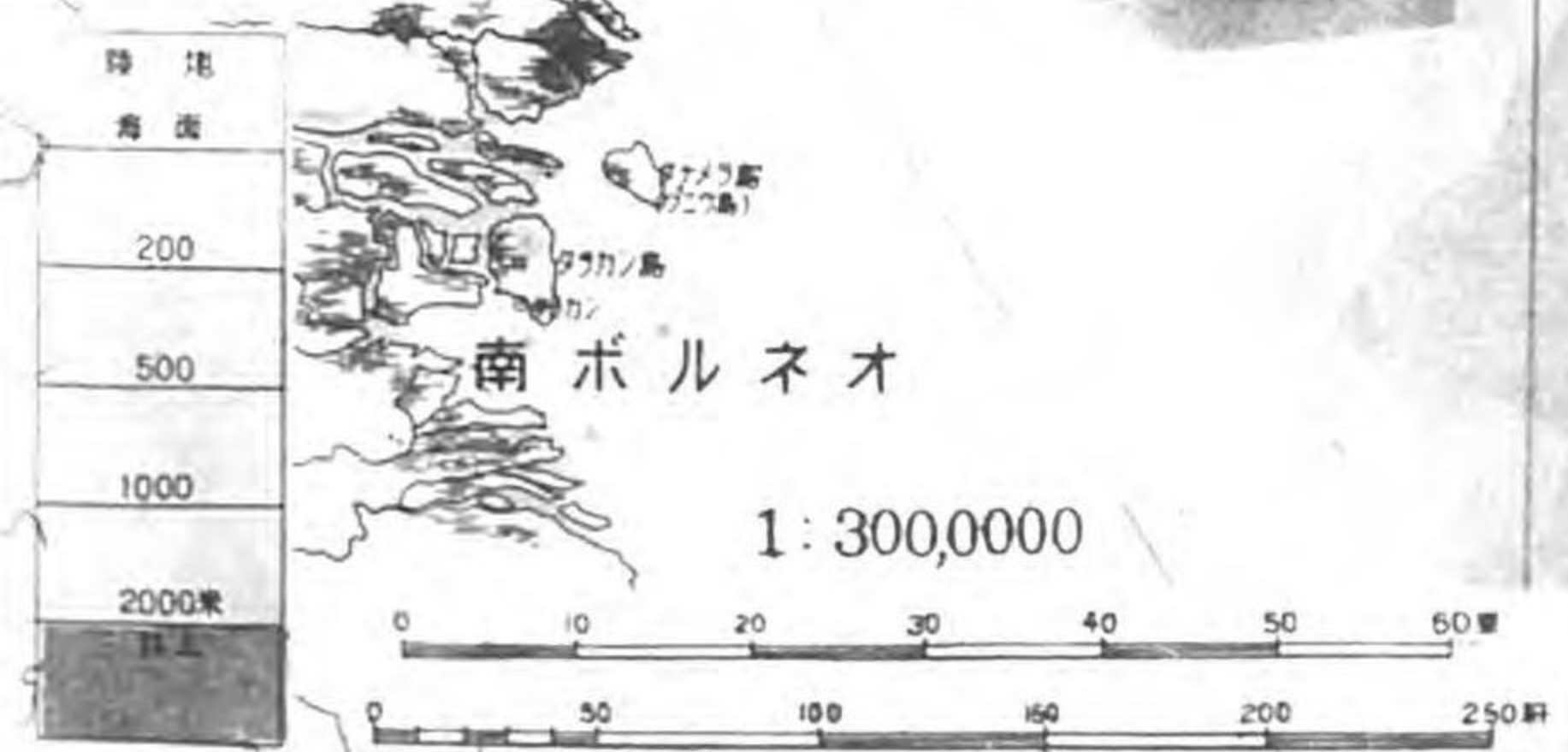
1:300,000

- 凡例
- 国境
 - 州境
 - 主要道路
 - 工業中道
 - 其他道路
 - 鉄道
 - 海運線
 - (市) 市
 - (中) 中
 - (州) 州
 - (小) 小
 - (村) 村
 - ▲ 山
 - △ 山
 - 山
 - 山

陸地	海抜
200	
500	
1000	
3000	



- 凡例
- 国境
 - 州境
 - 主要道路
 - 工事中道路
 - 其他道路
 - 航空線
 - 海運線
 - 首都
 - 中級市
 - 州廳所在地
 - 小都市
 - 州廳所在地
 - 郡廳所在地
 - 町廳所在地
 - 村廳所在地
 - 山頂
 - 石炭
 - 金
 - 銅
 - 鐵
 - 石油
 - 主要島



依仰

大蔵省事務課長



大蔵省、査定、引カ、リ

民、リ、来、夕、此、定、計、カ、ル、元、明、五

日、同、様、此、定、ヲ、得、呈、カ、方、カ、六、日

ハ、大、臣、候、新、様、ハ、把、定、院、ニ、於

テ、ハ、説、明、ノ、為、ニ、元、道、堂、カ、ト、有、リ

往、制、局、ト、元、協、議、中、心、又、取、急、中、部

後入 23

極秘 (旧)

比島駐劄帝國大使館ノ構成ニ關スル件

一八 九三〇 兩政

一 大使館ノ構成左ノ如シ

- 大 使 一 人
- 特命全權公使 一 人
- 參 事 官 一 人
- 一 等 書記官 三 人
- 二 等 書記官 三 人
- 三 等 書記官 二 人
- 調 査 官 四 人
- 外 交 官 三 人
- 技 術 官 三 人
- 理 事 官 一 人

大 東 亞 省

(東京1730) (日本標準規格 B 5)

タイプライター用複寫用半紙 (石井結)

タイプライター用複寫用半截（石井製）

電 信 官	通 譯 官	書 記 生	電 信 書 記 生	通 譯 生	技 手
一 人	二 人	二 人	四 人	三 人	二 人

（外ニ養成ノ爲外交官補三名ヲ配ス）

大東亞省

大使館ノ分課及人員配置左ノ如シ

官房



- 一 庶務
- 二 文書
- 三 會計
- 四 電信

政務部

部長 秘書官

政務課



- 一 純外交
- 二 政務(經濟關係ヲ除ク)
- 三 關スル交
- 四 領事館事務ノ監督

大東亞省

タイプライター用複写用紙(石井社)

タイプライター用紙専用牛乳紙（石井製）

情報課

一等書記官
調査官
通譯官
書記官
生

一人
一人
一人
一人
一人

宣傳、啓蒙、情報ニ
關スル事項

調査課

一等書記官
調査官
通譯官
書記官
生

一人
一人
一人
一人
一人

諸調査ニ關スル事項

經濟部

部長 參事官 (政務部長兼任)

分課ナシ

一等書記官
二等書記官
通譯官
書記官
生

二人
二人
一人
一人
一人

産業經濟ニ關スル
交渉事務

大東亞省

文化部 1 部長 参事官

二等書記官

企務課

調査官

書記生

一人

一人

一人

教務課

調査官

書記生

二等書記官

一人

三人

文化事業ニ關スル事項

邦人子弟ノ教育並學

校ニ關スル事項

日本語普及ニ關スル事項

タイプライター用複寫用牛紙(石井納)

大東亞省

理由

「フアイリピン」國ノ獨立容認ハ帝國既定ノ方針ニシテ先ニ中外ニ
開明セル所ナリ新「フアイリピン」國ハ人口・面積何レノ點ヨリス
ルモ獨立國家トシテ必シモ大ナリトハ稱シ難キモ實ニ大東亞共榮
圈ノ中樞ニ位スルノミナラズ經濟的ニモ帝國ノ之ニ期待スルモノ
蓋タ多ク大東亞戰爭ノ完遂ニ、與ニ大東亞ニ於ケル共同ノ建設ニ
緊密ニ協力スベキ關係ニアリ又同國ハ南方諸地域中在留邦人數ノ
最も多キ地域ナリ現在帝國ハ大東亞共榮圈内獨立國ニ對シテハ總
テ大使ヲ派遣シツツアリ此ノ點ヨリ觀ルモ新「フアイリピン」國ニ
派遣スル外交官ハ之ヲ大使ト爲スヲ相當トス
又大使館ハ大本營政府連絡會議ニ於テ決定セル比島獨立指導要綱ニ
基テ内閣及陸、海、外、東各省ノ申合ニ依リ大使館ニ屬セシメラ
レタル事項ヲ處理スル爲ノ最少限度ノ機構トシテ前記人員ヲ以テ

設置シ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ラシムルノ必要アルモノトス
六所前「ビサヤ」地方ハ比島産栗ノ中樞地ニシテ砂糖、棉等ノ生産
ヲ始メ各種嶺山ノアリテ帝國トシテモ相當重要視スルノ要アル地
方ナリ又同地方ハ島嶼多ク而モ島嶼間ノ交通ハ殆ド困難ナルヲ以
テ重要地點ニハ夫々分館ヲ設置シテ其ノ地方ノ事務ヲ處理セシム
ルノ要アルモノトス
依ツテ「セブ」ニ總領事館ヲ設置シテ前記人員ヲ以テ事務處理ニ
當ラントスル所「セブ」地方ハ在留邦人數現在一、八一九人ニ達
シ同島ハ石炭ノ主要産地ナルト共ニ「トレバ」銅山アリ附近ニハ
「ボホール」「シキホール」島アリテ何レモ「マンカン」ヲ産シ
「レイテ」島ニハ「アスファルト」ヲ産ス又「セブ」ニハ「ブタ
ノール」工場具ノ他各種工場守アリ同地方ノ中心トシテ重要ナル
位置ヲ占メ車モ此ノ地ニ軍政監部支部ヲ設置シテ依ツテ帝國ト
シテハ此ノ地ニ總領事館ヲ設置スルノ必要アルモノトス

「イロイロ」地方ハ在留邦人五二九人「バナイル」島ノ中心ニシテ
同島ハ「アンチケ」銅山アリ^又砂糖ノ主要産地タリ。依ツテ「イロ
イロ」ニ「セブ」總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ事務
處理ニ當ルノ要アルモノトス

「パゴロド」ハ「ネグロス」島ノ中心ニシテ同地方ニ於ケル在留
邦人ハ現在五四三人アリ木材砂糖ノ主要産地ナルト共ニ「ブタノ
イル」^一「アルコイル」等ノ工場アリ「イロイロ」トハ其ノ直線距
離近シト雖モ海上ノ交通ハ至難ナルヲ以テ「パゴロド」ニ「セブ」
總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ事務處理ニ當ラシムル
ノ要アルモノトス

「タバオ」ニ於ケル在留邦人ハ其ノ數一八、八三〇人ニ達シマニ
テ麻ノ主要産地ナルト共ニ「ミンダオ」島ハ軍事的重要ナル
ル重要地點ニシテ帝國トシテモ最も重要ヲ指向スベキ地方ナリ

モ此ノ地ニ從來軍政監部支部ヲ設置シ居リ將來モ亦相當大ナル軍事
機關ヲ設ケントスルモノノ如シ依ツテ之ガ中心タル「ダバオ」ニ總
領事館ヲ設置シ其ノ重要性ニ鑑ミ勅任總領事ヲ置キ前記人員ヲ配シ
テ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

「カガヤン」ハ「ミンダナオ」局北部ノ要衝ニシテ在留邦人數ハ一
〇八人附近ニハ帝國鐵道供給ノ重要嶺山タル「スリガオ」アリ比局
ニ於ケル「ミンダナオ」局ノ有スル重要性ニ鑑ミ北方中樞タル「カ
ガヤン」ニハ「ダバオ」總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ
事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

「カガヤン」ハ「ミンダナオ」局北部ノ要衝ニシテ在留邦人數ハ一
〇八人附近ニハ帝國鐵道供給ノ重要嶺山タル「スリガオ」アリ比局
ニ於ケル「ミンダナオ」局ノ有スル重要性ニ鑑ミ北方中樞タル「カ
ガヤン」ニハ「ダバオ」總領事館ノ分館ヲ設置シ前記人員ヲ配シテ
事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

タイプライター用紙 (共同紙工株式会社製)

十「バギオ」ハ「マニラ」附近ニ於ケル唯一ノ高原都市ニシテ米國ハ
ハ將來此ノ地ヲ行政ノ中心タラシメントシテ建設シツツアリシモノ
ニシテ從來政府首腦者ハ屢々此ノ地ニ赴キタル例アリ
新「フィリピン」國政府首腦部モ從來ノソレトノ權衡上屢々此ノ地
ヘ赴クコト豫想セラル又同地ハ本邦人ノ比島渡航ノ最初ノ土地ニシ
テ現在九三三名在留ス、附近ハ有數ノ金產地ニシテ且銅、鉛ノ鑛山
アリ又時局下最モ重要視セラルベキ「マンカヤン」銅山ハ其ノ北方
ニアリ、其ノ他農業林業等ニ於ケル北部「ルソン」地方ノ重要性ニ
關シテハ贅言ヲ要セズ、軍モ此ノ地ニ軍政監部支部ヲ設ケテ施政ノ
萬全ヲ期シツツアリ、依ツテ「バギオ」ニハ領事館ヲ設置シ前記人
員ヲ配シテ事務處理ニ當ルノ要アルモノトス

濟

東亞甲 二四五

昭和十八年十月八日

內閣書記官長

之

內閣書記官

稻田

昭和十八年十月九日
昭和十八年十月十五日公布

內閣總理大臣



法制局長官



外務大臣

齋藤

海軍大臣

山本

商工大臣

廣田

大東亞大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

司法大臣

廣田

遞信大臣

齋藤

榮木國務大臣



大藏大臣

興

文部大臣

廣田

鐵道大臣

廣田

大塚國務大臣

廣田

陸軍大臣



農林大臣

廣田

厚生大臣

廣田

後藤國務大臣



別紙大東亞大臣請議大東亞省官制外

一勅令中改正一件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ修正案ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅 令 案

修正案ノ通

朕大東亞省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年十月十四日

内閣總理大臣
大東亞大臣

勅令第七百七十九號

大東亞省官制中左ノ通改正ス

第六條第二號中「ビルマ國」ノ下ニ「、フィリピン國」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内

閣

本件八月十五日公布相成度

法制局

内閣官房總務課
御中

理由

フィリピン國ノ獨立ニ伴ヒ大東亞省官制中南方事務局ノ所掌トシテ同國ニ關スル事項ヲ明規スルノ要アルニ依ル

朕在外公館費用條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十八年十月十四日

内閣總理大臣

大東亞大臣

勅令第七百八十號

在外公館費用條例中左ノ通改正ス

第八條第一項但書中「ビルマ」ノ下ニ「、フィリピン」ヲ加フ

「	フィリピン
ニ	ニ
七	七
〇	〇
〇	〇
〇	〇

内閣

本件ハ十月十五日公布相成度

法制局

内閣官房總務課 御中

第二豫備金ノ
措置未済

別表第一號中ビルマノ欄ノ下ニ

1	1	4150	4500	4950	4500	5250	6600	10000	11000	1
---	---	------	------	------	------	------	------	-------	-------	---

ヲ加フ

同表第二號中マニラノ項及ダヴァオノ項ヲ左ノ如ク改ム

マニラ	甲九〇〇〇 乙八〇〇〇	五、四五〇	一	四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四五〇〇	三八五〇	三、二〇〇	二、八〇〇
レガスピ	一	一	甲五五〇〇 乙五〇〇〇	四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四五〇〇	三八五〇	三、二〇〇	二、八〇〇

一	三八五〇	四、五〇〇	三八五〇	三、二〇〇	二、八〇〇
---	------	-------	------	-------	-------

内
割

カ ガ ヤ ン	ダ バ オ	バ コ ロ ド	イ ロ イ ロ	セ ブ	バ ギ オ
1	甲九〇〇〇 乙八〇〇〇	1	1	1 七〇〇〇	1 七〇〇〇
1	五四五〇	1	1	1	1
甲五七〇〇 乙五二〇〇	1	甲五七〇〇 乙五二〇〇	甲五七〇〇 乙五二〇〇	1	1
四九五〇	四九五〇	四九五〇	四九五〇	四九五〇	四九五〇
四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇
四一五〇	四一五〇	四一五〇	四一五〇	四一五〇	四一五〇
三八五〇	三八五〇	三八五〇	三八五〇	三八五〇	三八五〇
四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇	四五〇〇
三八五〇	三八五〇	三八五〇	三八五〇	三八五〇	三八五〇
三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇	三、二〇〇
二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇

附 則

本令ハ昭和十八年十月十四日以後ノ給與ニ付之ヲ適用ス

理由

フィリピン國ニ於ケル帝國大使館並ニ總領事館及領事館等ノ設置ニ伴
ヒ在勤俸ニ關スル規定ヲ整備スルノ要アルニ依ル

大日本帝國政府



朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大東亞省官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十七年十一月一日

内閣總理大臣 東條 英機

拓務大臣 井野 碩哉

外務大臣 谷 正之

勅令第七百七號(官報號外)

第六條 南方事務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 南洋羣島ニ關スル事項

二 タイ國及印度支那ニ關スル外政事項

三 南方諸地域ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 南方諸地域ニ係ル文化事業ニ關スル事項

五 其ノ他南方諸地域ニ關スル事項

(國定規格B5二六×三三七耗)

大日本帝國政府

參照

在外公館費用條例

明治二十六年十月一日（外務大臣勅令）

第八條 歸朝ヲ命セラレタル者又ハ賜暇歸朝ヲ許サレタル者ニハ任所出發ノ前日マテ在勤俸ヲ給ス但シ滿洲、支那、タイ、印度支那及東經百十度以東ノ露領ニ在勤中公務ノ爲一時歸朝ヲ命セラレ其ノ任地ヲ離レタル者ニハ仍引續キ在勤俸ヲ給ス

轉勤ヲ命セラレ又ハ轉官シタル者ニハ前任所出發ノ前日マテ從前ノ在勤俸ヲ給ス但シ轉官スルモ同一ノ地ニ在勤ヲ命セラレタル者ニハ其ノ事務引繼ノ前日マテ從前ノ在勤俸ヲ給ス

妻加俸ヲ受クル者轉官、轉勤又ハ歸朝ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ヲ得サル事故ノ爲メ外務大臣又ハ大東亞大臣ノ許可ヲ得テ其ノ妻ヲ兼任地若クハ任地ニ殘置クトキハ其ノ事故ノ存スル間從前ノ通之ヲ給スルコトヲ得但シ其ノ地ノ在勤俸支給ヲ止メタル日ヨリ起算シテ百八十日ヲ超ルコトヲ得ス

(國定規格B5二六×三七耗)

別表第二號

任所	官名	領事館職員在勤俸		分館主任 出張所主任	副領事			領事官補	外務省								
		總領事	領事		高等官 五等以上	高等官 六等	高等官 七等		判任官 特別俸	判任官 二級俸	判任官 三級俸	判任官 四級俸	判任官 五級俸	判任官 六級俸	判任官 七級俸	判任官 八級俸以下	
倫敦	教	乙甲 一〇,〇〇〇〇〇〇	八,一五〇〇	一〇,〇〇〇〇	七,四五〇〇	六,七五〇〇	六,二五〇〇	五,八〇〇〇	六,七五〇〇	五,八〇〇〇	五,八〇〇〇	五,八〇〇〇	四,八〇〇〇	四,八〇〇〇	四,八〇〇〇	四,八〇〇〇	四,八〇〇〇
リヴァプール			八,〇〇〇〇		七,二五〇〇	六,四五〇〇	六,〇〇〇〇	五,五五〇〇	六,四五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇
ダブリン		乙甲 一〇,〇〇〇〇〇〇	七,八〇〇〇		七,一五〇〇	六,四五〇〇	六,〇〇〇〇	五,五五〇〇	六,四五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇
馬耳塞			八,〇〇〇〇		七,一五〇〇	六,四五〇〇	六,〇〇〇〇	五,五五〇〇	六,四五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇
アンヅェルス			七,五〇〇〇		七,〇〇〇〇	六,三五〇〇	五,八五〇〇	五,四〇〇〇	六,三五〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇
漢堡		乙甲 一〇,〇〇〇〇〇〇	七,六五〇〇		七,〇〇〇〇	六,三五〇〇	五,八五〇〇	五,四〇〇〇	六,三五〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇
ケルニヒスベルグ		乙甲 一〇,〇〇〇〇〇〇	七,六五〇〇		七,〇〇〇〇	六,三五〇〇	五,八五〇〇	五,四〇〇〇	六,三五〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇
維納		乙甲 一〇,〇〇〇〇〇〇	七,八〇〇〇		七,一五〇〇	六,四五〇〇	六,〇〇〇〇	五,五五〇〇	六,四五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	五,五五〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇	四,六〇〇〇
バルセロナ			七,五〇〇〇		七,〇〇〇〇	六,三五〇〇	五,八五〇〇	五,四〇〇〇	六,三五〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇
オデッサ			七,五〇〇〇		七,〇〇〇〇	六,三五〇〇	五,八五〇〇	五,四〇〇〇	六,三五〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	五,四〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇	四,五〇〇〇

第三輯 官規 第二章 官等等級及俸給 第三款 外務省

第三輯 官規 第二章 官等等級及俸給 第三款 外務省

天津	北京	包頭	厚和	大同	張家口	滿洲里	牡丹江	黑河	哈爾濱	オハ	浦潮新徳	ノゾオシビル	ハバロフスク	チェンヌク	アラゴウエス
乙甲	丙乙甲		乙甲		乙甲				乙甲		乙甲		乙甲		
八九、〇〇〇〇	六八、九〇〇〇		七八、五〇〇〇		七八、五〇〇〇				四、五〇〇〇		一、八〇〇〇〇		一、八〇〇〇〇		
四、〇〇〇	四、五〇〇		四、〇〇〇		四、〇〇〇	三、九〇〇	三、五〇〇	三、九〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
		乙甲 三、二七〇〇													
二、六五〇	三、九〇〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、三〇〇	二、六五〇	二、三〇〇	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇	四、三五〇
二、四〇〇	三、五〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、三五〇	二、〇〇〇	二、三五〇	二、〇〇〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇
二、二〇〇	三、二五〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、一七五〇	二、一〇〇	二、一七五〇	一、七五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇	三、六五〇
二、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、六五〇	二、〇〇〇	一、六五〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
二、四〇〇	二、八〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、三五〇	二、〇〇〇	二、三五〇	二、〇〇〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇	三、九五〇
二、〇〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、六五〇	二、〇〇〇	一、六五〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇
一、七〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	一、四〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇
一、五五〇	一、七〇〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、二〇〇	一、五五〇	一、二〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇

〔附一四五〕

第三輯 官規 第二章 官等等級及俸給 第三款 外務省

南	九	燕	南	杭	蘇	上	蚌	開	海	徐	博	張	濟	坊	青	威	芝	太	新	石	山	唐	塘
昌	江	湖	京	州	州	海	埠	封	州	州	山	店	南	子	島	衛	榮	原	鄉	門	關	山	沽
			乙甲			丙乙甲							乙甲	乙甲	乙甲		乙甲	乙甲	乙甲	乙甲			
			八〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇		一〇〇〇〇〇〇	六九〇〇〇〇						七八五〇〇〇	八九〇〇〇〇			七八五〇〇〇	七八五〇〇〇	七八五〇〇〇				
四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
									乙甲		乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲			乙甲	乙甲				乙甲
									三三、七〇〇〇		三三、七〇〇〇	三三、七〇〇〇	三三、七〇〇〇	三三、七〇〇〇	三三、七〇〇〇	三三、七〇〇〇			三三、七〇〇〇	三三、七〇〇〇			三三、七〇〇〇
二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、六五〇	二、六五〇	二、八〇〇	二、八〇〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇	二、六五〇
二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、五五〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、五五〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇
二、三五〇	二、三五〇	二、三五〇	二、三五〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、三五〇	二、三五〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇
二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、一五〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、五五〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇	一、五五〇

第三輯 官規 第二章 官等等級及俸給 第三款 外務省

漢口	大沽	厦門	汕頭	廣東	海口	香港	澳門	河內	海防	西貢	ブノンペン	チエンマイ	プラタボン	シンゴラ	新嘉坡	マニラ	ダラオ	メナド	ディリ		
乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	乙甲	
八,〇〇〇〇	八,〇〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	七,五〇〇〇	八,〇〇〇〇	八,〇〇〇〇	六,〇〇〇〇	六,〇〇〇〇	六,〇〇〇〇	六,〇〇〇〇	
	乙甲								乙甲												
二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇	二,八〇〇
二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇	二,五五〇
二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇	二,三五〇
二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇
二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇
一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇

(一)

【表一四五】

法制局令第131號

昭和十八年十月八日

主任 大臣官房川本書記官

18.10.7

官文第二二二三一號

大東亞省官制外一勅令中改正ノ件

「フイリピン」國ノ獨立ニ伴ヒ同國ニ關スル外政事項ヲ處理スルノ要アル爲ト同國ニ帝國大使館竝ニ總領事館、領事館及其ノ分館設置ニ伴ヒ之ガ職員ノ在勤俸ヲ規定スルノ要アル爲大東亞省官制外一勅令中改正ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス
右閣議ヲ請フ

昭和十八年十月七日

大東亞大臣 青木 一 男



東亞省 一四九

大東亞省

內閣總理大臣 東條英機 殿

Blank lined area for writing, consisting of 11 vertical columns.

上奏書用紙

規格 B-4 (東東2102)

大東亞省

朕大東亞省官制外一勅令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和年月日

内閣總理大臣

大東亞大臣

勅令第 號

大東亞省

第一條 大東亞省官制中左ノ通改正ス

第六條第二號中「ビルマ國」ノ下ニ「フィリピン國」ヲ加フ

第二條 在外公館費用條例中左ノ通改正ス

第八條第一項但書中「ビルマ」ノ下ニ「フィリピン」ヲ加フ

					フィリピン
				ニセ	
				〇〇〇〇	
				〇〇〇〇	
				一、〇〇〇〇	
				〇〇〇〇	
				一〇〇〇〇〇	
				〇〇〇〇	
				六六〇〇	

上奏書用紙

別表第一號中「ビルマ」ノ欄ノ下ニ

					四、一五〇		
					四、五〇〇	ヲ加フ	
					四、九五〇		
					四、五〇〇		
					五、二五〇		
					三、八五〇		
					四、五〇〇		

八 頁 五 百

三八五〇
三二〇〇
二八〇〇

同表第二號中「マニラ」ノ項ヲ

マニラ	甲九〇〇〇	兵四五〇	一四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四五〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇
	乙八〇〇〇									

ニ「ダヴァアオ」ノ項ヲ

ダバオ	甲九〇〇〇	兵四五〇	一四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四五〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇
	乙八〇〇〇									

ニ改メ同項ノ次ニ左ノ六項ヲ加フ

セブ	一七〇〇〇		一四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四五〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇
バギオ	一七〇〇〇		一四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四五〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇

上奏書用紙

カガヤン	一	一	甲 七〇〇 乙 一〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇
レガスビ	一	一	甲 七〇〇 乙 一〇〇	四九五〇	四五〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇
バコロド	一	一	甲 七〇〇 乙 一〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇
イロイロ	一	一	甲 七〇〇 乙 一〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	三八五〇	四一〇〇	四二〇〇

附 則

本令ハ昭和十八年十月十四日ヨリ之ヲ適用ス

理由

「フィリピン」國ノ獨立ニ件ヒ同國ニ關スル外政事項ヲ處理スルノ要アルト大使館竝ニ總領事館、領事館及其ノ分館ノ設置ニ件ヒ之ガ職員ノ在勤俸ヲ規定スルノ要アルトニ依ル

說明

第八條但書改正

在外公館職員ニ對スル在勤俸ハ任地出發ト共ニ此ノ支給ヲ停止スルコトヲ原則トセルガ滿洲、支那、「タイ」、印度支那、「ビルマ」及東經百十度ノ露領ノ在勤者ニシテ事務打合ノ爲一時歸朝スル者ニ付テハ往復一ヶ月以内ニ來往スルモノハ第八條但書ニヨリ在勤俸ノ支給ハ之ヲ停止セザルコトトナリ居ルガ今次「フィリピン」國ノ獨立ニ伴ヒ同國ニ大使館竝ニ總領事館、領事館及其分館設置セラレ緊急事務打合ノ爲一時歸朝スル者相當有之ベキヲ以テ同國ノ在勤者ニモ之ガ制度ヲ適用シテ處同國トノ交通ハ現在ノ航空路ニヨレバ裕ニ一ヶ月以内ニテ往復シ

得ラルベク他方一時歸朝ハ現地ニ生活ノ本據ヲ置キ出張スルモノニシ
テ滿洲及支那等ト同一ノ事情ニアリ現行ノ儘在勤俸ノ支給ヲ停止スル
ハ現地情勢ノ急變セル今日彼是公平ヲ失スルニ付テハ「フィリピン」
ノ在勤者ニモ前記公館在勤者同様之ガ制度ヲ擴充シ以テ現地出先官憲
ト中央トノ緊密ナル連絡ヲ圖ルノ要アリ
在勤俸ノ改正

在勤俸ハ近傍類地比準ニ依リ而モ現行規定ヲ一應平時ニ於ケル一定標
準額タル前提ノ下ニ從前ノ「マニラ」及「ダバオ」ノ額ヲ以テ基礎標
準トセリ、然ル處尠クモ從前比島ニ於ケル「マニラ」ト「ダバオ」ノ
間ニ於テハ經濟文化、國際的事情等ヨリ在外公館職員ノ在勤俸ハ自ラ

差異ヲ認ムルノ必要アリタルモノナルモ今次戦争ノ結果大東亞共榮圈
ノ一環トシテ獨立シ又之ヲ支援スル帝國ノ積極的施策ノ結果比島全域
ニ亘リ邦人進出スル等比島全域ヲ通ジ文化經濟的事情ノ普扁性ヲ認メ
ラレルノ現状ニアリ隨而各地公館在勤俸ノ額モ亦同一額トスルヲ妥當
ト認メタリ仍テ在勤俸算出ノ基礎トシテ判任官五、六、七級俸ノ額ヲ
トリ即チ「マニラ」ノ三、五〇〇圓「ダバオ」ノ三、〇〇〇圓ヲ比較
シ結局比島全域ハ之ガ平均額ヲ至當トシ三、二五〇圓ノ額ヲ得タリ、
而シテ前記三、二五〇圓ハ「ビルマ」ノ三、二〇〇圓ト略同様ト看做
スノ根據トスル一方大東亞圈内ノ外郭線タル將又遇ニ先般獨立國家ト
ナリタルノ事情等ヨリ推察スルモ「ビルマ」ト同一程度トスルヲ至當

ト認メ最終的計畫ハ「ビルマ」ト同一額ヲ以テ定メタリ

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

(參考)

在外公館費用條例(抄)

第八條 歸朝ヲ命セラレタル者又ハ賜暇歸朝ヲ許サレタル者ニハ任所出發ノ前日マテ在勤俸ヲ給ス但シ滿洲、支那、タイ、印度支那、ビルマ、フィリピン及東徑百十度以東ノ露領ニ在勤中公務ノ爲一時歸朝ヲ命セラレ其ノ任地ヲ離レタル者ニハ仍引續キ在勤俸ヲ給ス轉勤ヲ命セラレ又ハ轉官シタル者ニハ前任所出發ノ前日マテ從前ノ在勤俸ヲ給ス但シ轉官スルモ同一ノ地ニ在勤ヲ命セラレタル者ニハ其ノ事務引繼ノ前日マテ從前ノ在勤俸ヲ給ス妻加俸ヲ受クル者轉官、轉勤又ハ歸朝ヲ命セラレタル場合ニ於テ已ムヲ得ザル事故ノ爲外務大臣又ハ大東亞大臣ノ許可ヲ得テ其ノ

妻ヲ舊任地若クハ任地ニ殘置クトキハ其ノ地ノ在勤俸支給ヲ止メ
タル日ヨリ百八十日ヲ超ルコトヲ得ス

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns within a rectangular border.)

マイファイター用全葉

(参考) 赤字ハ改正

在外公館費用條例別表二號(抄)

任官所	名	分館		副領事			領事補		外務書記生			
		主任	出張所主任	高等官	高等官	高等官	官	補	判特別任俸	判二級俸	判三級俸	判五級俸
マニラ	甲 2000 乙 2000	5000	1	5000	2000	1000	2000	2000	2000	1000	1000	1000
ダバオ	甲 2000 乙 2000	6500	1	5000	2000	1000	2000	2000	2000	1000	1000	1000

大東亞

セ	ブ	1	7000	1	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	四八五〇	四一〇〇	四〇〇〇
バギオ		1	7000	1	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	四八五〇	四一〇〇	四〇〇〇
ガガヤン		1		甲五七〇〇 乙五〇〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	四八五〇	四一〇〇	四〇〇〇
ガスピ		1		甲五〇〇〇 乙五二〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	四八五〇	四一〇〇	四〇〇〇
バコロド		1		甲五七〇〇 乙五二〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	四八五〇	四一〇〇	四〇〇〇
イロイロ		1		甲五七〇〇 乙五二〇〇	四九五〇	四九〇〇	四一五〇	三八五〇	四九〇〇	四八五〇	四一〇〇	四〇〇〇

（表） 各種紙の規格
（表） 各種紙の規格

タイプライター用複写用全葉

(日本標準規格B4)

奉 重 甲 一 四 六

昭和十八年十月十八日

昭和十八年十月十四日

内閣書記官長

内閣書記官



内閣總理大臣

法制局長官



外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣

司法大臣

逓信大臣

岸國務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

大藏國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

陸海國務大臣

別紙大東亞大臣請議大正五年勅令第百九十六

號外國在勤大東亞省警察官二關スル件中改正ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通
閣議決定セラレ可然ト認ム

勅 令 案

呈 案 ノ 通

法制局
昭和十八年十月十二日
第一二二號

主任 支那事務局根道書記官

18.10.12

支司第六二七號

大正五年勅令第九十六號外國在勤ノ

大東亞省警察官ニ關スル件中改正ノ件

大東亞省警察官吏ガ監獄事務ヲモ併セテ所掌スルノ根據ヲ明確ナ

ラシムル爲規定ヲ整備スルト共ニ新ニ在上海總領事館ニ監獄ヲ附

置スルニ伴ヒ其ノ長ニ充ツベキ警視一名増員スルノ要アルヲ認ム

仍テ別紙勅令案ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

昭和十八年十月十一日

東亞甲一四六

六頁